

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	株式会社鶴見製作所
【英訳名】	TSURUMI MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻本 治
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号
【電話番号】	(06) 6911-2351
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 上田 孝徳
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号
【電話番号】	(06) 6911-2351
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 上田 孝徳
【縦覧に供する場所】	株式会社鶴見製作所東京本社 (東京都台東区台東1丁目33番8号) 株式会社鶴見製作所中部支店 (名古屋市中村区牛田通2丁目19番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月29日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭とする。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円（普通配当10円、記念配当5円）
総額 375,580,905円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。
- 2. 剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、辻本 治、芝上英二、西村武幸、織田浩典、上田孝徳及び鞠山正継を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、掛川雅仁、鹿内茂行及び田中祥博を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、駒澤賢二を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額300百万円以内（うち社外取締役分年額200百万円以内）に設定する。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額は年額60百万円以内に設定する。

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する田中静夫、野田 勝、中西 寛及び監査役を退任する駒澤賢二に対し当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 剰余金の処分の件	196,110	10,341	0	（注）1	可決（88.74%）
第2号議案 定款一部変更の件	196,362	10,089	0	（注）2	可決（88.85%）
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 辻本 治 芝上英二 西村武幸 織田浩典 上田孝徳 鞠山正継	197,908 200,969 205,896 205,896 205,896 205,896	8,079 5,018 91 91 91 91	464 464 464 464 464 464	（注）3	可決（89.55%） 可決（90.93%） 可決（93.16%） 可決（93.16%） 可決（93.16%） 可決（93.16%）
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 掛川雅仁 鹿内茂行 田中祥博	202,627 205,916 205,916	3,360 71 71	464 464 464	（注）3	可決（91.68%） 可決（93.17%） 可決（93.17%）
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 駒澤賢二	204,449	1,538	464	（注）3	可決（92.51%）
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	206,352	99	0	（注）1	可決（93.37%）
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	206,351	100	0	（注）1	可決（93.37%）
第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	167,675	38,776	0	（注）1	可決（75.87%）

- （注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の5分の2以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。